債権者集会招集

平成１９年（フ）第９３５号
愛媛県松山市南久米町545番地４
破産者　株式会社ナカコオ
１　期日　平成21年９月18日午後１時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年８月24日　松山地方裁判所
平成１９年（フ）第９７０号
愛媛県伊予郡砥部町千足28番地
破産者　中田　靖
１　期日　平成21年９月18日午後１時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年８月24日　松山地方裁判所
平成２０年（フ）第７５０号
愛知県刈谷市幸町３丁目５番地13　栄和荘Ｂ号
破産者　福本　智雄
１　期日　平成21年11月30日午後４時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年８月25日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２０年（フ）第１７号
秋田県大仙市協和境字野田77番地
破産者　株式会社総合食品みひら
異議申述期間　平成21年10月19日まで
平成21年８月25日　秋田地方裁判所大曲支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３２７号
新潟市北区上土地亀2764番地
破産者　川崎　文夫
免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
平成21年８月24日　新潟地方裁判所民事部
平成２１年（フ）第９７３７号
名古屋市千種区清住町２丁目36－１－406
破産者　山田　信房
免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
平成21年８月25日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第３号
千葉県木更津市文京５丁目７番６号
清算株式会社　株式会社ステップステップ
代表清算人　横田　昌子
１　決定年月日　平成21年８月24日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
千葉地方裁判所木更津支部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第３０１号
福島県会津若松市宮町７番42号
清算株式会社　株式会社ホテルトーコー
清算人　岩淵　忠清
１　決定年月日　平成21年８月20日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　本協定の対象となる債権
清算株式会社・株式会社ホテルトーコー（以下「清算株式会社」という）に対する各債権者の債権のうち、本協定の対象となる債権は、平成21年６月18日（特別清算手続開始決定日）までの原因に基づいて発生した債権とする（以下「弁済対象債権」という）。各債権者の弁済対象債権額は、後記「弁済対象債権額一覧」の通り。
２　弁済の場所及び端数の切捨て
本協定における弁済は、協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。なお、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
３　特別清算手続の期間
⑴　特別清算手続は平成21年９月30日までとする（以下「清算期間」という）。
⑵　清算株式会社は、清算期間内に協定を実行し、可及的速やかに清算結了の手続を行い、すべての清算業務を完了する。
⑶　客観的で相当な事由がある場合において清算期間を変更する必要があると清算株式会社が判断する場合は、協定債権者の意見を聴取した上で裁判所の許可を得て、その限度において清算期間を変更することができる。
第２　別除権付債権
１　定義
本協定における別除権付債権とは、清算株式会社所有の不動産その他の資産について担保権を有する債権で、平成21年６月18日（特別清算手続開始決定日）までに対抗要件を備えているもののうちその担保権で担保された範囲のものをいう。
２　利息及び遅延損害金の一部免除
別除権付債権のうち、利息及び遅延損害金については、抵当権の場合は、満期となった最後の２年分を超える金額につき免除を受ける。
３　弁済
⑴　別除権の対象となっている資産は、これを換価処分し、回収・換価代金から当該回収・換価手続に係る諸費用（消費税相当額、当該物件に係る未払公租公課、売買手数料（契約書印紙代含む）、担保権設定登記抹消登記手続費用、不動産仲介費用、土壌汚染調査費用、地中埋設物撤去費用、不要建物等撤去費用、測量・境界確定費用等を含むが、これらに限らない）を控除した上、担保権の優先順位に従い、優先弁済を受け得る金額の範囲内で、随時、各別除権付債権の弁済に充てる。
⑵　別除権の対象となっている資産は、平成21年７月31日までに換価処分できるよう努力する。
⑶　平成21年７月31日の時点で別除権の対象となっている資産で、その回収・換価処分が完了していないものについては、清算人の任意に決定する価格で換価処分することとし、清算人は別除権者に対し、その決定した売却日、売却先、売却予定価格、別除権者への弁済予定額等を通知する。
⑷　⑶により清算人から通知を受けた換価処分に異議のある別除権者は、⑶の通知を受けた日から１か月以内に、①清算人に対して、清算人が決定した売却先以外の買受先を紹介するか、②自ら当該資産を買い受けるか、③当該資産について競売の申立を行うかを選択する権利を有し、別除権者が⑶の通知を受けた日から１か月以内に①②③のいずれの措置をもとらない場合には、清算人が⑶により通知した換価処分を承諾したものとみなす。
⑸　⑷の結果、当該資産について清算人による任意売却が実行されることとなった場合には、回収・換価代金から⑴記載の諸費用を控除した上、担保権の優先順位に従い、優先弁済を受け得る金額の範囲で、各別除権付債権の弁済に充てる。
⑹　別除権付債権の弁済は、元本、利息、遅延損害金の順に充当するものとする。
４　弁済後の残余債権
前項の弁済によって弁済されなかった残額については、後記第３・２⑴記載の弁済時に、すべて免除を受ける。
第３　一般債権
１　定義
本協定による一般債権とは、別除権付債権、共益的債権及び優先債権に該当しない協定債権をいう。
２　一般債権の弁済
⑴　弁済
①　協定債権者のうち、しのぶ台ニュータウン共用施設維持管理組合法人については、その債権全額を支払う。
②　上記①の支払いを完了した後、各債権者に対し、清算株式会社の資産のすべての回収・換価が終了した日から１か月以内に、㋐回収・換価代金及びその他手持ち現預金から、当該回収・換価手続に係る諸費用（消費税相当額、当該物件に係る未払公租公課、売買手数料（契約書印紙代含む）、担保権設定登記抹消登記手続費用、不動産仲介費用、土壌汚染調査費用、地中埋設物撤